

事業主（個人番号関係事務実施者）による本人確認方法（個人番号・身元（実在）確認方法）

対面・郵送による場合（郵送の場合は書類又はその写しの提出が必要）

個人番号確認	身元（実在）確認
<p>①マイナンバーカード</p> <p>②通知カード ※「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。</p> <p>③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書</p> <p>上記①～③での確認が困難な場合は、次のいずれかによる確認</p> <p>④地方公共団体情報システム機構への確認（個人番号利用事務実施者）</p> <p>⑤過去に本人確認の上で作成した特定個人情報ファイル</p> <p>⑥官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって健康保険組合が適当と認める書類(※) (※)健康保険組合が適当と認める書類については、国税庁が定める書類(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件(平成27年国税庁告示第2号)(以下「国税庁告示」という。))と同様のものとする。 (例)国税庁告示で定めている書類の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 自身の個人番号に相違ない旨を申立書(提示時において作成した日から6ヶ月以内で本人の署名や押印があるもの。個人番号の提供を行う者の個人番号、氏名及び住所又は生年月日が記載が必要。) 	<p>I 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと健康保険組合が認めるとき(※)は、身元(実在)確認のための書類の提出は不要 (※)健康保険組合が適当と認めるときについては、国税庁が定める(国税庁告示)と同様のものとする。 (例)雇入れ時などに運転免許証等により本人であることを確認をしている場合であって、本人から直接対面で個人番号の提出を受ける場合</p> <p>II I 以外の場合は、次のいずれかによる確認</p> <p>①マイナンバーカード</p> <p>②以下の書類いずれか一つによる確認 運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書</p> <p>③官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、健康保険組合が適当と認める書類(※) (※)健康保険組合が適当と認める書類については、国税庁が定める書類(国税庁告示)と同様のものとする。 (例)国税庁告示で定めている書類の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の写真の表示のある身分証明書等(法人、官公署が発行した身分証明書や資格証明書)で氏名、生年月日又は住所が記載されているもの(提示時に有効なものに限る)(写真付き身分証明書、写真付き社員証、写真付き資格証明書など) 個人番号利用事務実施者や個人番号関係利用実施者が氏名・住所等、個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、本人がその書類を使用して提出するときの当該書類 <p>上記の①～③が困難な場合は、④又は⑤から2つ以上による確認</p> <p>④公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書</p> <p>⑤官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、健康保険組合が適当と認める書類(※) (※)健康保険組合が適当と認める書類については、国税庁が定める書類(国税庁告示)と同様のものとする。 (例)国税庁告示で定めている書類の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の写真の表示のない身分証明書等(法人、官公署が発行した身分証明書や資格証明書)で、氏名、生年月日又は住所が記載されているもの(提示時に有効なものに限る)(身分証明書(写真なし)、社員証(写真なし)、資格証明書(写真なし)、生活保護受給者証など) 領収日付の押印又は発行年月日の記載があり、氏名、生年月日又は住所の記載がある国税等の領収証書等(提示時において領収日付又は発行年月日が6ヶ月以内のもの)(国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書) 官公署から発行・発給された本人の写真の表示のない書類(これらに類するものを含む。))で、氏名、生年月日又は住所の記載があるもの(提示時において有効なもの又は発行・発給された日から6ヶ月以内のもの)(印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本可)、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳)

事業主（個人番号関係事務実施者）による本人確認方法（個人番号・身元（実在）確認方法）

オンラインによる場合

個人番号確認	身元（実在）確認
<p>①マイナンバーカード（ICチップの読み取り）</p>	
<p>②地方公共団体情報システム機関への確認（個人番号利用事務実施者）</p> <p>③過去に本人確認の上で作成した特定個人情報ファイルの確認</p> <p>④官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、健康保険組合が適当と認める書類（※）若しくはその写しの提出又は当該書類に係る電磁的記録の送信</p> <p>（※）健康保険組合が適当と認める書類については、国税庁が定める書類（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成27年国税庁告示第2号）（以下「国税庁告示」という。）と同様のものとする。</p> <p>（例）国税庁告示で定めている書類の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード、通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し（住民票記載事項証明書） ・自身の個人番号に相違ない旨の申立書（提示時において作成した日から6ヶ月以内で本人の署名や押印があるもの。個人番号の提供を行う者の個人番号、氏名及び住所又は生年月日の記載が必要。） 	<p>②公的個人承認による電子署名</p> <p>③健康保険組合が適当と認める方法（※）</p> <p>（※）健康保険組合が適当と認める方法については、国税庁が定めている方法（国税庁告示）と同様のものとする。</p> <p>（例）国税庁告示で定めている方法の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間電子証明書 ・身元（実在）確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券）のイメージデータ等（画像データ、写真等）による電子的送信 ・個人番号関係事務実施者が本人であることを確認した上で発行するID・パスワード

※国税庁が定める書類について、詳しくは以下の国税庁ホームページを参照してください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/honninkakunin/shorui.htm>